

に相違がないものの購入契約をしようとするとき。

エ 非常災害その他緊急を要する場合で、かつ、見積書を徴することが困難な場合における契約を締結しようとするとき。

オ 契約の性質又は目的等により見積書を徴することを要しないと認められる下記の例のとき。

- ・ 例規等の追録を購入するとき。
- ・ 価格、送料等が表示されている書籍類を購入するとき。
- ・ 価格を指定して弁当、生花等を購入するとき。
- ・ 給食用材料として生鮮食料品を購入するとき。
- ・ 公益法人（非収益事業部分に限る。）又は社会福祉法人と直接契約をしようするとき。
- ・ 会場使用料であらかじめ表示されている料金表により契約をするとき。
- ・ 予定価格が1件3万円未満の契約をするとき。

(3) 見積書を徴することが困難なとき、見積書に代えることができる場合の取扱い例としては、

ア 生産品又は即売品の売払い契約・・・事務を取扱う職員の証明書、その他の書類

イ 委託販売契約・・・受託者からの精算書

つまり、2人以上から見積書を徴さなければならない場合は、(1)で規定された事項。

また、見積書を徴さないことができる場合は、(2)で規定された事項となりますが、(3)の場合を除くその他の場合は、見積り合わせをしなくてもよいですが、1人からの見積書は徴することが必要です。

## [9] 契約書の作成

契約は、契約書を取り交わすか否かにかかわらず、当事者間の合意があったときに成立するとされていますが、社会福祉法人の契約は、法人の経理規程により、契約書を作成する場合には、理事長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないとされています。

契約書を省略する場合は、民法の原則にしたがい、見積書又は入札書による申し込みに対する発注又は落札により契約が成立することになります。

契約担当者は、契約書の作成が省略できる場合及び請書を作成する場合又は請書の作成が省略できる場合を除き、契約書は必ず作成し、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければなりません。

契約書は、2通作成し、当該2通の契約書には、契約の相手方と社会福祉法人の契約担当者双方の記名押印を必ず行い、それぞれが1通を所持するようにしなければなりません。

(1) 契約書に記載する事項

経理規程準則によりますと、契約書に記載する事項のうち、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項は必須事項で、契約の履行場所、契約代金の支払い又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、危険負担、かし担保責任、契約に関する紛争の解決方法、その他の必要事項は、選択事項として必要な事項を記載することになります。

#### [10] 契約書の作成を省略できる場合

契約のすべてについて、契約書を作成することは、事務担当者の労力やこれに要する経費面から不経済になることから、後日、問題が生ずる余地の少ないと思われる次の場合については、経理規程準則や新会計基準モデル経理規程で、契約書の作成を省略することができることになっています。

- ① 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- ② せり売りに付するとき
- ③ 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- ④ ①及び③の場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

#### [11] 請書の徴取

請書とは、契約書の作成を省略した場合において、契約書に代わるべきもので、契約の内容とされる主要な事項を誓約させる意味で相手方から提出を求めるもので、「落札決定のとき」、「両者の合意があったとき」に当該契約が成立することになります。

また、契約書も請書もともに、その契約の完全な履行を確保し、後日紛争がおこり当事者が不利益を被らないよう立証を容易にする証拠書類となるもので、その効力には差異はないと解されています。

##### (1) 請書徴取の基準

このことから、経理規程準則や新会計基準モデル経理規程で、契約書の作成を省略する場合でも、工事、製造の請負等の場合、あるいは印刷物の発注等の場合においては、これに代わる最小限度の証拠化を図るために、特に軽微な契約を除き、ある一定の契約金額以上のものについては請書を徴することが必要と規定されています。

なお、請書を徴する場合のある一定の契約金額の範囲については、25号の2通知ではその基準は定められていませんので、あらかじめ法人の経理規程などで定めておくことが必要です。

請書を徴する場合のある一定の契約金額の範囲として、島根県においては次のような取扱いをしています。

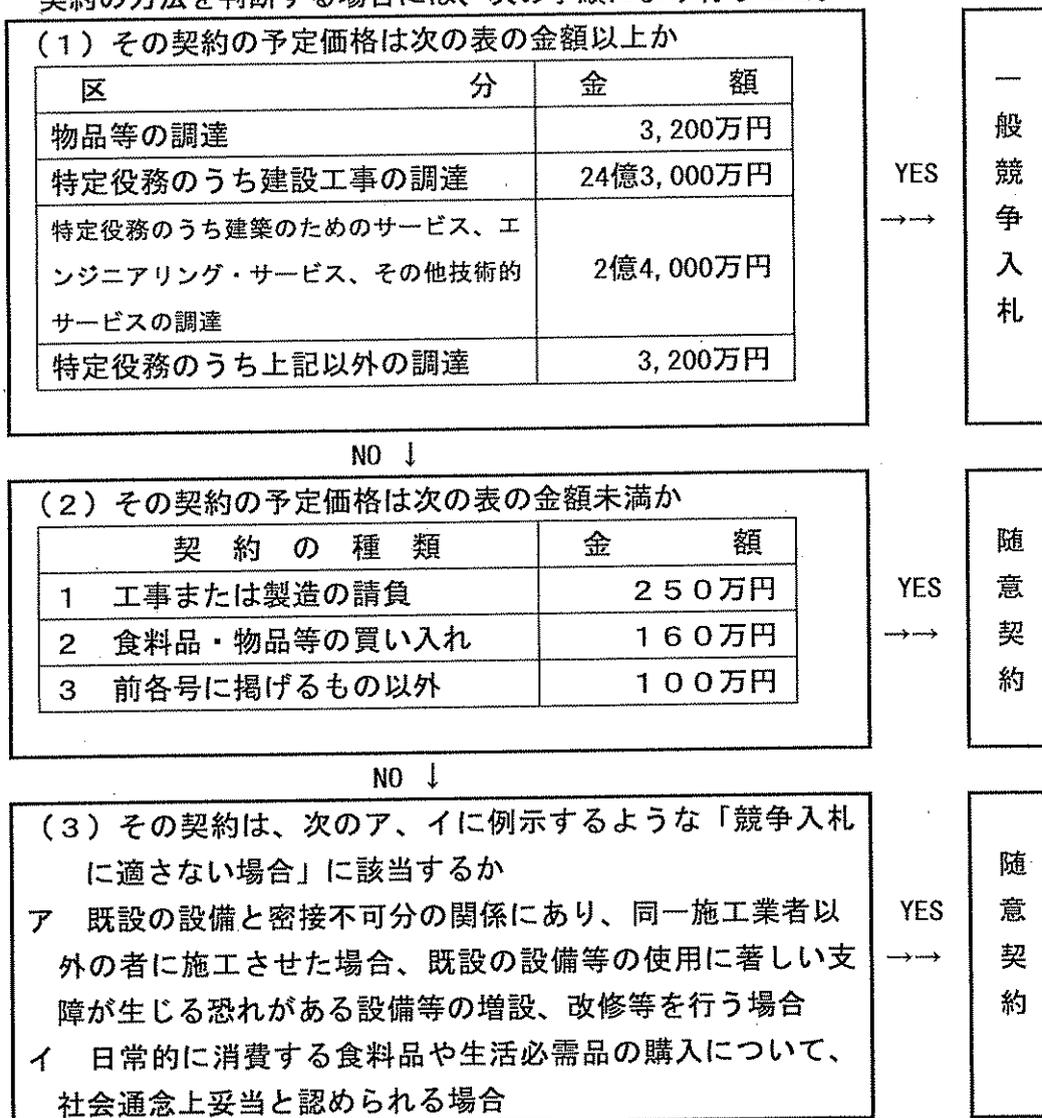
・ 予定価格が、30万円以上であるとき

請書の徴取は、契約書を省略することができる場合であっても、契約の履行上の紛争を避けるために主要な事項について、後日の証拠となるべき書類を残しておくこととするのが得策であり、また、契約の履行の確保の面からも必要とされるからです。

請書の様式は、特に定められていませんが、相手方の履行すべき契約事項を明らかにした内容のものを徴して下さい。

[12] 契約方法の判断基準

契約の方法を判断する場合には、次の手順により行うこと。



NO ↓

(4) その契約は、次のア、イ、ウに例示するような「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するか

ア 電気、機械設備の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合  
 イ 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合  
 ウ メシチリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入等、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

YES  
→→

随意契約

NO ↓

(5) その契約は、次のア、イ、ウに例示するような「競争入札に付することが不利と認められる場合」に該当するか

ア 現に契約履行中の工事に直接関係する契約を現に履行中の契約者以外に履行させることが不利である場合  
 イ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合  
 ウ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合

YES  
→→

(7) へ

NO ↓

(6) その契約は、次のア、イに例示するような「時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合」に該当するの

ア 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を大量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合  
 イ 価格及びその他の条件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合

NO  
→→

(8) へ

YES ↓

(7) その契約は、「予定価格が500万円以上の施設整備又は設備整備」にかかるものか

NO  
→→

随意

YES ↓

(8) その契約は、次のア、イ、ウのいずれかに当てはまるか

指名

ア 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない	YES →→	競争 入 札
イ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき業者が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数		
ウ 一般競争入札に付することが不利と認められる		

NO

一般競争入札

[13] 契約事務の処理手順

契約準備

- ・ 決裁区分により決定権者は誰か  
※事務決裁規程、理事長専決規程等により判断する
- ・ 理事会で審議を要する契約か  
※予定価格をもとに理事長専決規程等により判断する
- ・ 予算は確保されているか
- ・ 予定価格は作成されているか
- ・ 仕様書、設計書は作成されているか
- ・ 契約の方法（一般、指名、随意）はいずれで行うのか  
※予定価格から判断する
- ・ 入札参加業者又は見積徴取先の選定はどうするのか
- ・ 随意契約の場合の業者の信用調査は行われているか
- ・ 契約時期及び納入期間をどうするのか

↓

【一般競争入札の場合】

契約準備

↓

執行伺

↓

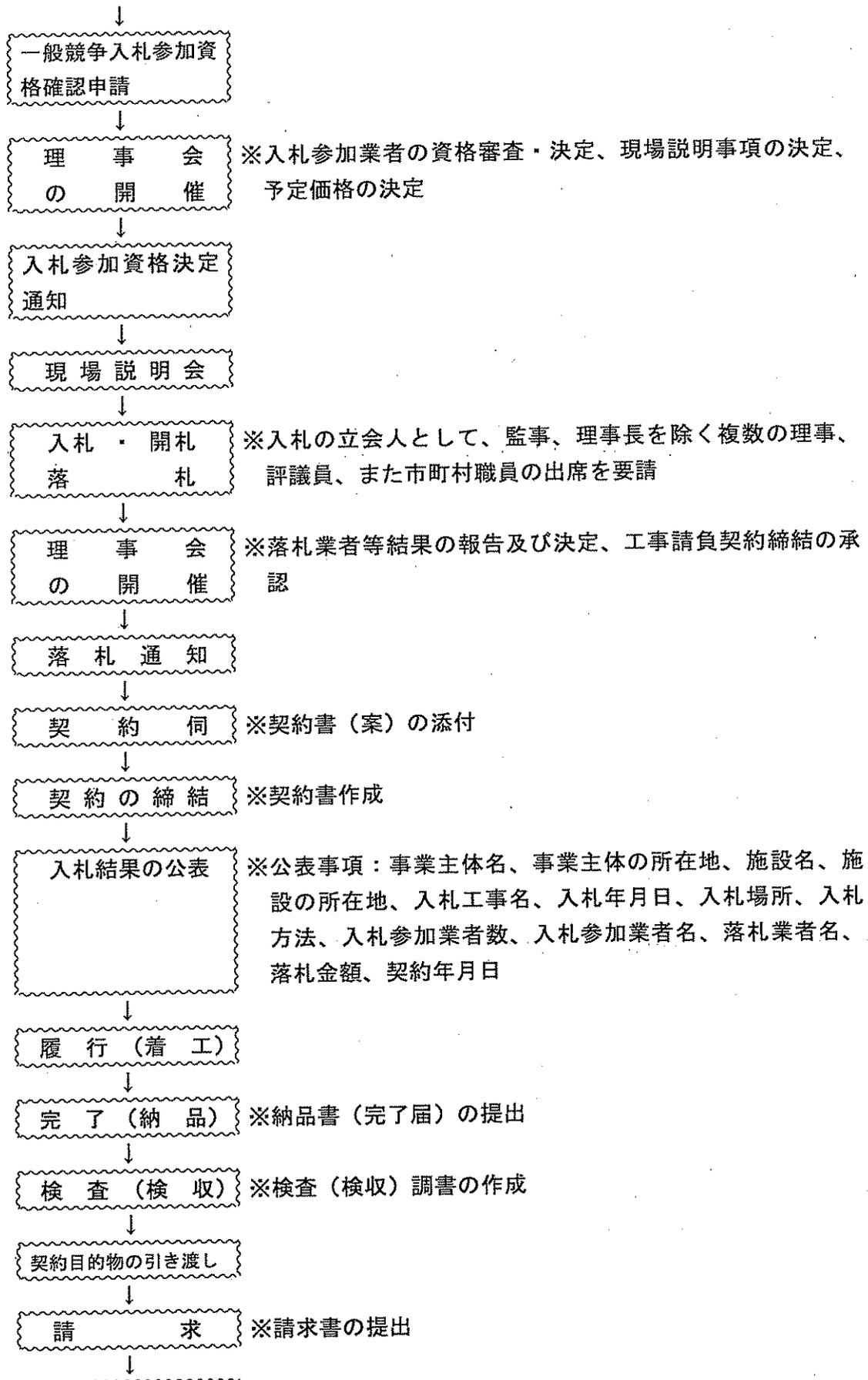
理事会  
の開催

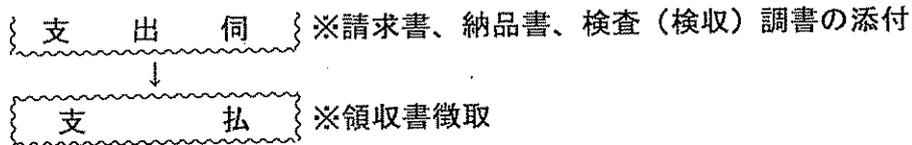
※入札参加資格基準及び公告事項の審議・決定、設計図書（仕様書、設計図等）の決定

↓

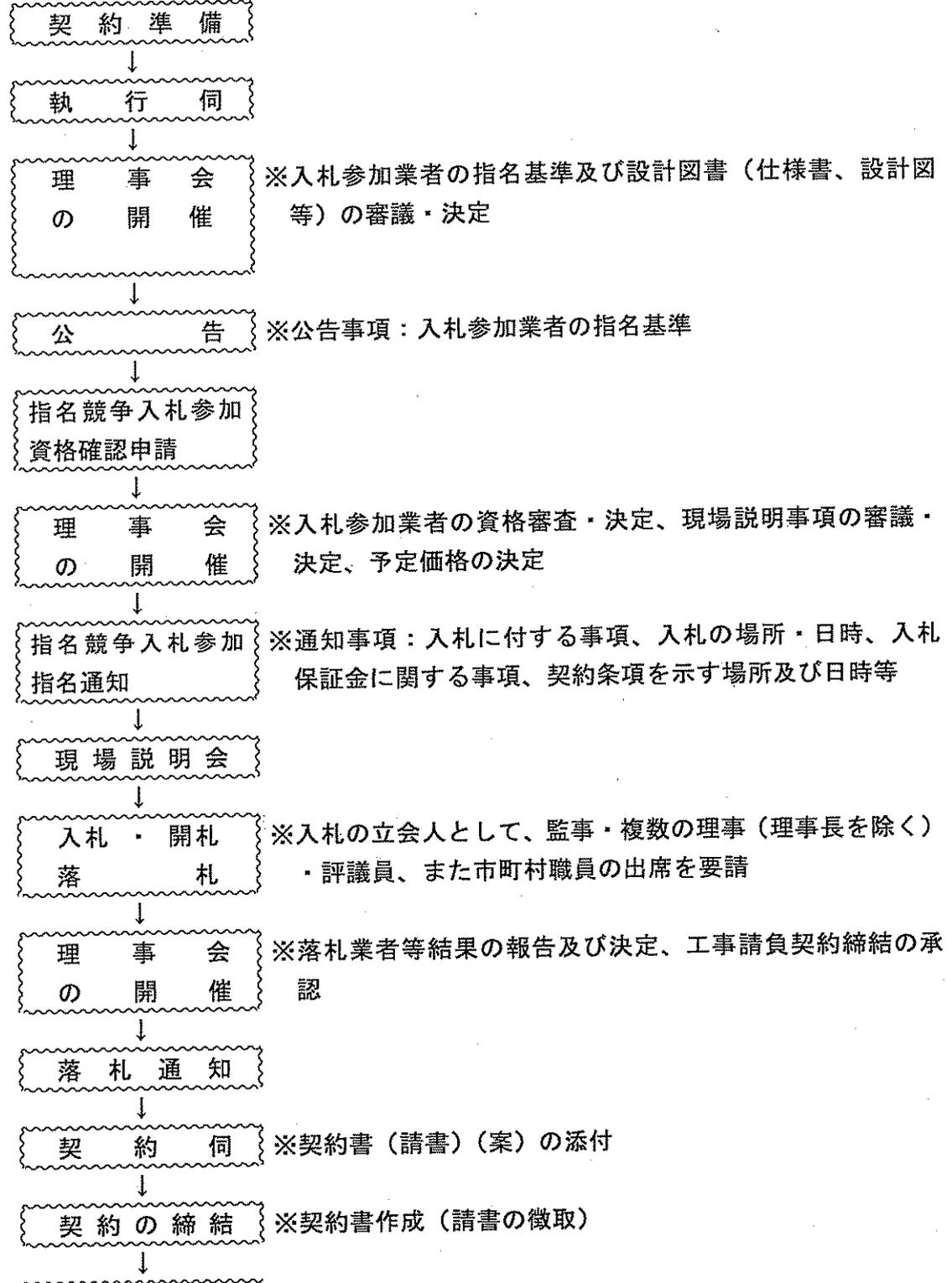
公 告

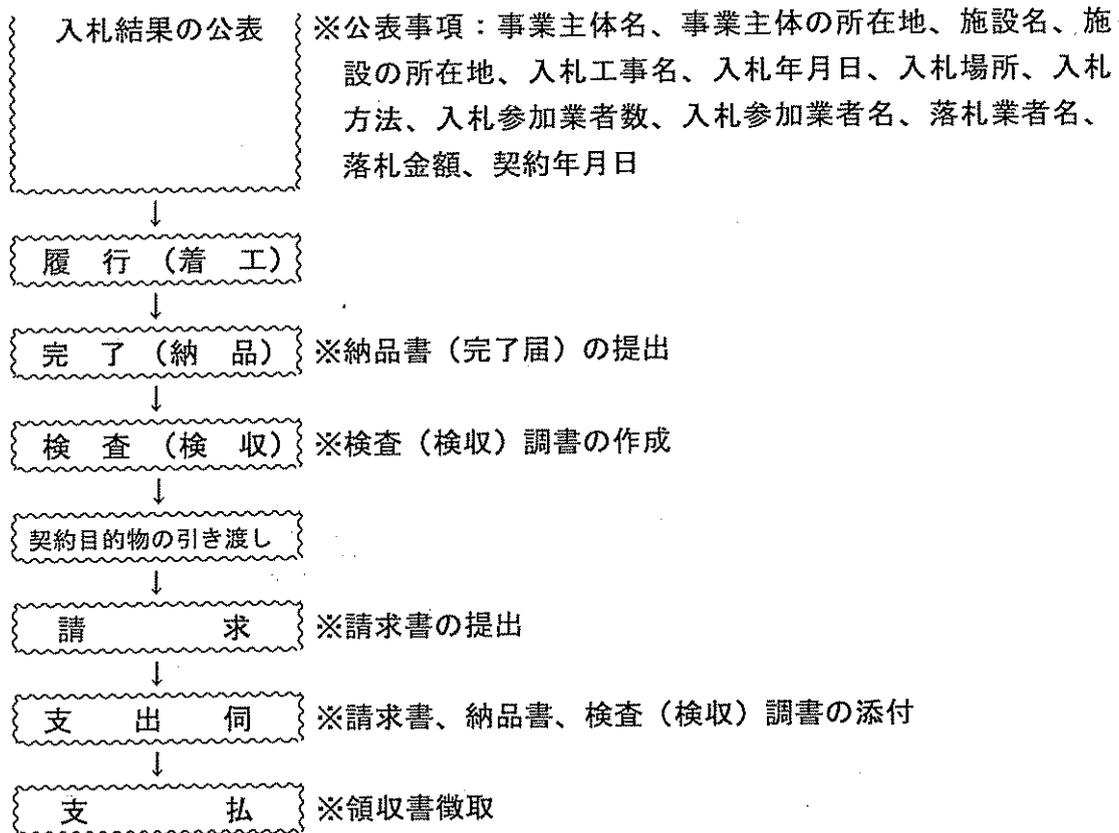
※公告事項：競争入札に付する事項、入札参加者の資格に関する事項、入札の場所・日時、入札保証金に関する事項、契約条項を示す場所・日時等



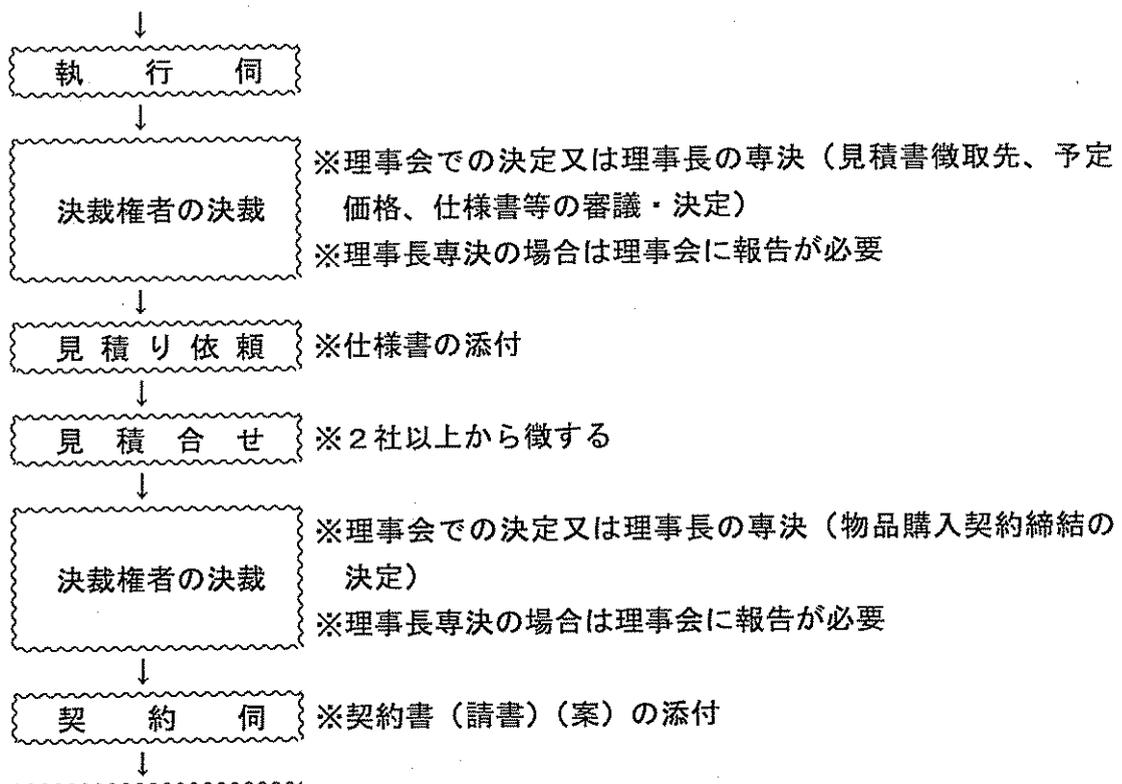


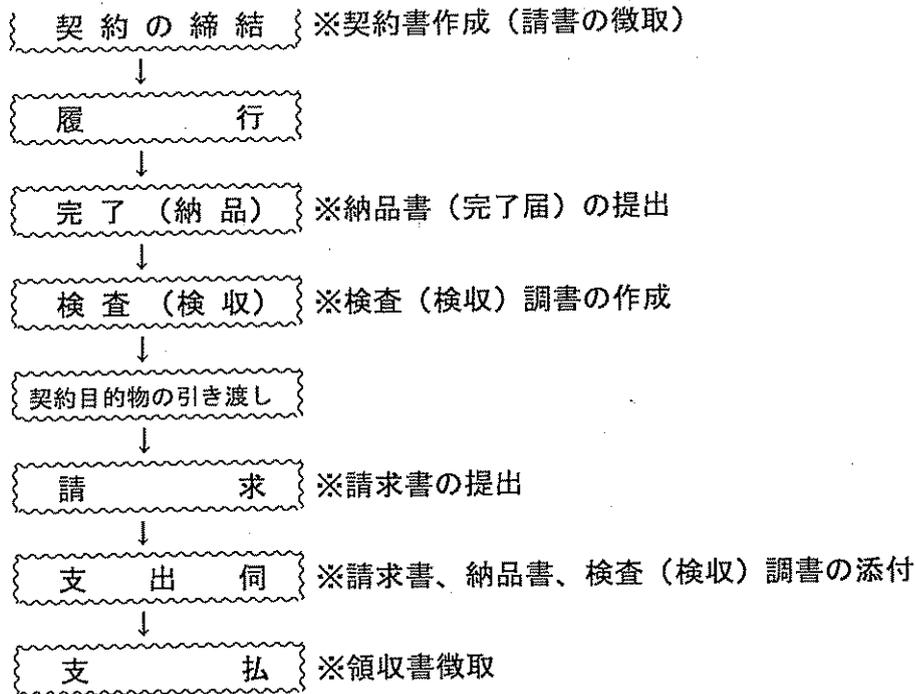
【指名競争入札の場合】





【随意契約の場合】





[14] 社会福祉法人〇〇会契約事務処理規程例

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款、経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人〇〇会（以下「本会」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約 本会を当事者の一方とする契約をいう。  
(2) 契約担当者 理事長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。  
(3) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。

## 第2章 一般競争入札

### (入札の公告)

第3条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を本会掲示場への掲示その他の方法により公告しなければならない。

ただし、急を要する場合にあっては、その期間を5日以内に短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

2 公告を行う事項については、あらかじめ理事会の議決を踏まえて決定する。

また、現場説明事項についても同様とする。

### (建設工事の見積期間)

第4条 建設工事に係る現場説明から入札までの見積期間は、次に掲げるとおりとする。

ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に短縮することができる。

- (1) 工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- (2) 工事一件の予定価格が500万円以上5000万円に未滿に満たない工事については、10日以上
- (3) 工事一件の予定価格が5000万円以上の工事については、15日以上

### (入札)

第5条 入札者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認のうえ、必要な事項を記入し、かつ、記名押印した入札書（別紙様式）により入札しなければならない。

2 入札者は、入札書1通を作成し、記名押印のうえ封書にし、入札執行の日時まで、所定の場所に提出しなければならない。

3 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないものである。

4 入札は、指定の日時及び場所において行わなければならない。

ただし、第3条の公告で郵便による入札を認めたときは、入札書を郵便により提

出することができる。

- 5 契約担当者は、前項に定める入札書を受領したときは、到達日時を記録し、封書のまま開札日時まで厳重に保管しなければならない。
- 6 第1項の入札者が代理人である場合は、あらかじめ委任状（別紙様式）を提出しておかなければならない。
- 7 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一事項について同時に他の入札者の代理人となることはできない。

（一般競争入札参加者の資格）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (3) 前第1項及び第2項に定めるほか、入札に参加しようとする者の具体的な資格の要件については、建設業の許可の有無、経営事項審査点数、施工実績、納入実績等を踏まえ、また、地方公共団体の入札資格要件も参考とし、理事会の議決を踏まえて定める。

（入札参加資格申請及び審査）

第7条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

- 2 入札に参加しようとする者から入札参加資格確認申請書が提出された場合には、速やかに理事会を開催のうえ資格審査を行い、審査結果を通知しなければならない。

（入札保証金）

第8条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の入札保証金の納付は、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。
- 3 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者から申出があった場合には、入札保証金を当該落札者が納付すべき契約保証金の一部に充当することができる。
- 5 単価によって入札を行うものに係る入札保証金は、その予定数量の概数を算出し、単価にその概数を乗じて得た金額により算出すること。

（入札保証金の免除）

第9条 契約担当者は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有する者で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合の他、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札執行の取りやめ又は延期)

第10条 契約担当者は、一般競争入札を執行するに当たり、不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することができる。

- 2 前項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期したときは、速やかにその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。

(予定価格)

第11条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等(以下「設計図書」という。)によって予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)(別紙様式)を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が指定する建設工事については、当該建設工事に係る入札を執行する前に当該建設工事の予定価格を公表することができる。
- 3 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。  
ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定する。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。  
なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。
- 5 入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合において随意契約による場合は、当初の予定価格を変更してはならない。
- 6 設計図書及び予定価格の設定及び変更は、理事会の議決を踏まえなければならない。

(最低制限価格)

第12条 契約担当者は、最低制限価格の設定については、県が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事又は製造その他の請負契約の内容に適合した履行を確保するために、特に必要と認められる場合に、あらかじめ予定価格の範囲内で設定するものとする。

2 前項の規定に基づき設定する場合は、県が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加することができない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金の納付その他入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札に際して、連合その他の不正の行為があったとき。
- (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(入札の執行)

第14条 入札の執行は、理事長又は理事長から委任を受けた者（以下「入札執行者」という。）があたる。

(立会人)

第15条 国庫補助金（交付金）、県費補助金（交付金）及び日本財団等の民間補助金を受けて行う施設整備事業の入札は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）の立会いのもとで実施する。また、地元市町村職員の立会いも要請する。

(開札)

第16条 開札は、公告に示した入札執行の場所及び日時において、入札終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行わねばならない。

ただし、入札者で立ち会わない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

(再度入札)

第17条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札に付することができる。

2 前項の場合においては、前回の入札をした者でなければ入札に加わることができない。

3 再度入札の場合、入札参加者が1人となったときは、入札は行わないこととする。

4 入札は2回を限度とし、落札者がいないときは入札者をかえることができる。

(落札者の決定)

第18条 売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定するもの以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者を

もって落札者とする。

- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 4 前項の場合において、くじを引かない入札者がいる場合は、当該入札事務に関係ない職員が代わってくじを引くものとする。

また、入札者が、特定の入札者に落札者となるべき権利を譲ることはできないこと。

(最低制限価格を設定した場合の落札)

第19条 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、第12条に規定する最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(落札者の承認及び契約)

第20条 落札者が決定したとき、又は当該入札が不調に終了したときは、直ちに理事会を開催し、理事会において落札者の承認、契約の締結の議決を行わなければならない。

また、入札不調の場合においてもその対応を審議しなければならない。

(落札の通知)

第21条 契約担当者は、落札者が決定したときは、その旨理事会に報告・承認の後、直ちにその旨を文書で当該落札者に通知しなければならない。

(契約締結の期間)

第22条 契約担当者は、落札者に、第21条の規定による落札の通知をした日から7日以内に契約を締結させなければならない。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。この場合において、他の入札者をもって落札者とすることはできない。

(入札結果等の報告及び閲覧)

第23条 契約締結後、1週間以内に、入札結果及び契約内容については県に報告(別紙様式)しなければならない。

- 2 入札結果については、法人の掲示場において1ヶ月程度掲示するとともに会報への掲載等の方法により一般の閲覧に供しなければならない。

(入札調書の作成等)

第24条 入札担当者は、落札者が決定したとき又は当該入札が不調のときは、直ちに入札調書(別紙様式)に予定価格調書及び入札書を添えて、契約担当者に報告するものとする。

(再度入札の公告)

第25条 入札がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札を付そうとするときは、その旨を公告しなければならない。この場合においては第3条の規定を準用する。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第26条 指名競争入札に参加しようとする者の資格は、第6条で定める一般競争入札の場合の規定を準用するほか、理事会の議決を踏まえて契約担当者が別に定める。

2 前項の規定により、指名競争入札の資格を定めたときは、法人の掲示場への公示その他の方法により公示を行うものとする。

なお、公示を行う際は、資格審査の申請の時期、方法等についても定めて併せて公示するものとする。

(入札参加資格申請及び審査)

第27条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

2 入札に参加しようとする者から入札参加資格確認申請書が提出された場合は、速やかに理事会を開催のうえ資格審査を行い、審査結果を通知しなければならない。

(指名基準)

第28条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準については、理事会の議決を踏まえて契約担当者が別に定める。

(入札者の指名)

第29条 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する資格を有する者のうちから第28条の基準により、5名以上を指名しなければならない。

ただし、施設整備工事、敷地造成工事にあつては、「社会福祉施設等施設整備事業の適正実施について」(平成9年7月30日付け長発第249号島根県健康福祉部長通知)の別表「施設整備事業に係る入札方法」の2に規定された人数以上としなければならない。

2 前項の場合において、第3条第1号及び第3号から第7号までに規定する事項についてその指名する者に通知しなければならない。

(準用規定)

第30条 第3条から第25条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

### 第4章 随意契約

(随意契約に係る限度額)

第31条 随意契約によることができる場合の限度額は、下の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	250万円
(2) 食料品・物品等の買入れ	160万円

(3) 前各号に掲げるもの以外

100万円

(予定価格の設定)

第32条 契約担当者は、本会経理規程第〇条の規定により随意契約による契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2 次に掲げる場合には、予定価格調書の作成を省略し、伺金額をもって予定価格にかえることができる。

(1) 国又は地方公共団体と直接に契約をしようとするとき。

(2) 法令により価格が定められているもの。

(3) 官報、新聞紙、専売品その他のものでいずれの者から購入しても価格に相違がないものの購入契約をしようとするとき。

(4) 非常災害その他緊急を要する場合で、かつ見積書を徴することが困難な場合における契約をしようとするとき。

(5) 予定価格が〇〇万円を超えないものであるとき。

(参考) 島根県会計規則では50万円としています。

(6) 契約の性質又は目的等により予定価格調書を作成する必要がないと認められるとき。

①例規等の追録を購入するとき。

②価格、送料等が表示されている書籍類を購入するとき。

③価格を指定して弁当、生花等を購入するとき。

④給食用材料として生鮮食料品を購入するとき。

⑤公益法人(非収益事業部分に限る。)又は社会福祉法人と直接契約をしようとするとき。

(見積書の徴収)

第33条 契約担当者は、随意契約によろうとする場合には、見積書を徴さなければならない。

この場合において、予定価格が〇〇万円以上の契約(工事又は製造の請負契約又は工事用資財の購入契約にあっては〇〇万円以上)をするときには2人以上から見積書を徴さなければならない。(参考) 〰部分にあっては、島根県会計規則では前段を10万円、

後段を20万円としています。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、見積書を徴さないことができる。

(1) 国又は地方公共団体と直接に契約をしようとするとき。

(2) 法令により価格が定められているとき。

(3) 官報、新聞紙、専売品その他のものでいづれかの者から購入しても価格に相違がないものの購入契約をしようとするとき。

(4) 非常災害その他緊急を要する場合で、かつ、見積書を徴することが困難な場合における契約を締結をしようとするとき。

(5) 契約の性質又は目的等により見積書を徴することを要しないと認められる契約をしようとするとき。

①例規等の追録を購入するとき。

②価格、送料が表示されている書籍類を購入するとき。

③価格を指定して弁当、生花等を購入するとき。

④給食用材料として生鮮食料品を購入するとき。

⑤公益法人（非収益事業部分に限る）又は社会福祉法人と直接契約をしようとするとき。

⑥会場使用料があらかじめ表示されている料金により契約をするとき。

⑦予定価格が1件〇万円未満の契約をするとき。

(参考) ~~~部分にあつては島根県会計規則では3万円としています。

3 第1項の規定により見積書を徴する場合において、次の各号に掲げる契約について、見積書を徴することが困難なときは、当該各号に掲げる書類をもって見積書に代えることができる。

(1) 生産品又は即売品の売払い契約 その売払いに関する事務を取扱う職員の証明書、その他の精算書

(2) 委託販売契約 受託者からの精算書

## 第5章 せり売り

(一般競争入札の手続きの準用)

第34条 第3条、第5条から第11条、第13条から第16条、第18条、第20条から第22条、第24条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

## 第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第35条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ただし、契約の性質上又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限又は履行期間

(4) 契約保証金

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金

- (9) 危険負担
  - (10) かし担保責任
  - (11) 契約の解除
  - (12) 契約に関する紛争の解決方法
  - (13) その他必要な事項
- 3 契約の締結にあたって、一括下請契約を禁止することから、四会連合協定の工事請負契約約款を用いる場合は、第4条中「あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、」の21字を抹消すること。

また、四会連合協定の工事請負契約書を用いない場合は、契約書に一括下請負を禁止する旨を明記すること。

- 4 契約書の標準となる書式は、別に定める。

(変更契約書)

第36条 契約担当者は、契約の内容を変更しようとするときは、変更契約書を作成しなければならない。

(仮契約書)

第37条 契約担当者は、理事会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、あらかじめ、理事会の議決があったのちに本契約を締結する旨を記載した仮契約書によりするものとする。

- 2 前項の仮契約書は、第35条第2項の契約書を準用する。この場合において、契約書は、題名中「契約書」を「仮契約書」と書き換え、末尾に次の条文を加えて用いるものとする。

(本契約)

第 条 この仮契約書は、甲がこの契約について本理事会の議決を経たときは、本契約に切り替わるものとする。この場合において、甲は議決された旨の通知を乙に送付する。

(契約書作成の省略)

第38条 契約担当者は、第35条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争入札又は随意契約による場合で、契約金額が100万円未満の契約をするとき。(不動産の売買又は賃借の契約及び継続的給付を目的とする契約をする場合を除く。)
- (2) 契約時に債務金額が確定していないとき。(単価契約の場合を除く。)
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (5) 第1号及び第2号に規定するもの以外の随意契約について、契約の性質又は目的等により契約書を作成する必要がないと認められるとき。

- ①国又は地方公共団体と直接契約をするとき。
- ②鑑定、評価等の役務の提供の契約をするとき。

(請書等の作成)

第39条 契約担当者は、第38条第1号及び第5号の規定により契約書の作成を省略する場合において、契約金額が〇〇万円以上であるときは、当該契約について必要な事項を記載した請書その他これに準じる書類(別紙様式)を徴さなければならない。

(参考)〰部分にあつては、島根県会計規則では30万円としています。

ただし、契約の性質又は目的等によりその必要がないと認められるときは、この限りではない。

(契約保証金)

第40条 契約担当者は、契約を締結しようとする者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金は、契約履行の検査終了後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第41条 契約担当者は、第40条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売払契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満の少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合の他、契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他経営の規模及び状況等を考慮して、その者が履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 第7章 契約の履行

(監督)

第42条 契約担当者は、契約を締結した場合において、当該契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、職員以外の者に委託して監督させ、または職員をして監督させるものとする。

- 2 前項の規定による監督を行う者(以下「監督員」という。)は、契約の履行の過

程において当該履行の場所において立会い、工程の管理、工事又は製造に使用する材料の試験若しくは検査等によって、契約者に指示するものとする。

(履行の着手)

第43条 工事又は製造その他についての請負契約について、契約の相手方がその履行に着手すべき日は、理事会の議決を要する場合その他特に期日を指定した場合を除き、すべて当該契約の日の翌日とする。

なお、契約について、理事会の議決を要する場合、工事用地の取得を待って工事に着手する場合などにあつては、着手すべき日を特に指定するものとする。

(履行期限の延長)

第44条 契約担当者は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由により履行期限内に契約を履行することができないと認められるときは、契約の相手方の申出により当該履行期限を延長することができる。

2 契約担当者は、契約の相手方の責に帰すべき理由により履行期限内に履行することができない場合であっても、履行期限後に確実に履行される見込みがあるときは、当該履行期限を延長することすることができる。

(部分払)

第45条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。

ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

2 前金払いを受けた者に対し、前項の規定による支払をするときは、前項の規定により算定した金額から前金支払額に当該既済部分の全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額を超えてはならない。

(履行検査)

第46条 検査員（契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）は、契約の相手方から給付が完了した旨の通知を受けたときは、契約書、仕様書、設計書、工事完了届その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会を求め、当該給付の内容について検査を行うものとする。

2 検査員は、物件の買入その他の契約について、その給付が完了したときは、契約書、納品書その他関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検査をしなければならない。

3 検査員は、第1項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査員は、前3項の規定による検査に合格しないものについて、速やかに補修又は改造させた後、更に検査を行わなければならない。

(検査調書の作成)

第47条 検査員は、第46条の検査を終了したときは、その検査の結果については検査調書(別紙様式)を作成し、理事長に報告しなければならない。

ただし、契約金額が〇〇万円未満の契約に係る検査については、当該支出決定伺書等に所要事項を記載し、記名押印して検査調書に代えることができる。

(参考) 〰部分にあつては、島根県会計規則では200万円としています。

(部分払等についての検査への準用)

第48条 前2条の規定は、第45条の規定による部分払(可分部分に対する代価の支払を含む。)及び第51条第3項の規定による既済部分又は既納部分に対する代価の支払について準用する。

(延滞賠償金)

第49条 契約担当者は、第44条第2項の規定により履行の期限を延長したときは、契約の定めるところにより、遅延日数に応じ契約金額の未済部分相当額に年3.4パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、契約代金を支払う場合において、当該契約金額から控除するものとする。

3 第1項に規定する遅延日数の計算にあつては、第46条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から同項の規定による検査が完了した日までの日数及び同条第4項の規定による補修又は改造に要する日数は遅延日数に算入しないものとする。

(違約金)

第50条 契約担当者は、第51条第2項第1号から第5号までの規定に該当して契約を解除したときは、契約の定めるところにより、契約金額の100分の10に相当する額以上の額を違約金として徴収することができる。

2 契約の相手方が契約保証金を納付している場合には、当該契約保証金を前項の違約金に充当するものとする。

3 違約金の額を超える額の損害が生じたときは、その超える金額を損害賠償金として徴収することができる。

4 契約担当者は、第51条第2項第4号の規定に該当する場合には、契約を解除することなく、契約の定めるところにより、契約金額の100分の10に相当する額以上の額を損害賠償金として徴収することができる。

(契約の解除、変更等)

第51条 契約担当者は、必要があると認めるときは、契約の全部または一部を解除、変更若しくは中止することができる。

2 契約担当者は、次に掲げる場合には、契約の定めるところにより、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約の相手方が、契約担当者の承認を得ないで、債務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせ、若しくは債権を譲渡し、又は目的物を転貸したとき。

- (2) 契約の相手方が、正当な理由によらないで、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間に履行の提供をする見込みがないとき。
  - (3) 契約の相手方が、正当な理由によらないで、履行を中止したとき。
  - (4) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき。
  - (5) その他契約の相手が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 契約担当者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既成部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。
- 4 契約担当者は、契約を解除しようとするときは、書面によりその旨の相手方に通知しなければならない。

#### 第8章 補則

第52条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

注：〇〇の部分は（参考）として鳥根県の会計規則で採用している金額を付書してありますので、各法人において適正な金額を定めてください。